

令和3年3月15日  
隠岐病院副院長（事務部門） 齋藤英典

## 出産入院時の費用に係る消費税の課税誤りについて

### （対象者の皆様へ）

平成3年の消費税法の改正により、「助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の非課税措置」で検査料や入院生活を営む上で必要とされるもの、分娩の介助料などが非課税扱いとされましたが、そのうち分娩セット、個室の差額ベッド料、病衣貸与料などについて、誤って課税しておりました。

この間、当院で出産されました患者様とご家族にご負担、ご迷惑をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

今後は、法律に基づいた改正等に適正に対応するためにチェック体制等を強化し、同じような間違い繰り返さないように徹底してまいります。

### （今後の返金等の対応予定）

- ・会計システムで確認できた方

平成28年3月～令和3年3月

該当者数：444名、課税誤り額：237,577円（平均額：535円）

- ・上記以前の方（民法で規定する期間）

平成13年3月～平成28年2月

保存されているデータが確認でき次第、順次該当されます方に通知書を発送し、返金の手続きを進めさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

隠岐病院事務部 医事課 医事係 電話：08512-3-1622

受付時間：平日（土日祝日を除く）：8時30分～17時15分